

＜区役所等で行う主な手続きをご案内します。このほかに手続きが必要な場合もあります。＞

離婚したときの手続き（厚別区）

チェック	必要な手続き	窓 口	持参するもの	手続きのしかた・手続きが必要な方
	離婚届の提出	戸籍住民課 1階—2番	届書・戸籍謄本（本籍が札幌市内の場合は必要ありません。） 本人確認書類（運転免許証、パスポート等） 印鑑	成人の証人2人の署名・押印が必要です。 調停・審判・判決による離婚は調停調書等が必要になります。
	離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法第77条の2の届）		届書・戸籍謄本（離婚届と同時にするときは離婚届の方だけでよい。） 印鑑	婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、離婚の際に称していた氏を称することができます。届出人は婚姻により氏を改めた夫又は妻がなります。届出には届出人の署名・印鑑が必要です。
	離婚届の提出（夜間・休日）	日直室 区役所東側入口	日直室で離婚届（上記の書類等持参）をお預りすることができます。（事務処理は翌業務日）	

以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

住民票の異動届 （転居、転入、転出等）	戸籍住民課 1階—5～6番	本人確認書類（運転免許証、パスポート等） 転出証明書 等	離婚届だけでは住民票の住所は変更されません。 ・市内で転居⇒転居先の区役所へ転居届 ・市外からの転入⇒転出元の市町村へ転出届後、転入した区役所へ転入届 ・市外への転出⇒転出元の区役所へ転出届（世帯分離届が必要な場合もあります。）
印鑑登録の手続き		印鑑登録証（カード） 印鑑 本人確認書類（運転免許証、パスポート等）	氏の印鑑で登録している方は、姓が変わると旧姓の印鑑登録は自動的に廃止されます。登録証は返還のうえ、必要の方は新規に登録してください。名の印鑑で登録している方はそのまま使用できます。
住民基本台帳カードの手続き		住民基本台帳カード	氏の変わる方で住民基本台帳カードをお持ちの方。
国民健康保険の異動届	保険年金課 保険係 1階—9番	国民健康保険証 納付通知書 等	他の健康保険をやめたり扶養から抜けた方、国民健康保険に加入されている方で、ご本人が世帯主となる方や別の国民健康保険世帯へ移った方は、届出が必要になります。 ◆ケースにより必要書類が異なりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。
国民年金の氏名変更届	保険年金課 年金係 1階—10番	年金証書 住民票または戸籍個人事項証明 印鑑 等	・国民年金に加入されている方（第1号被保険者）は手続きは不要です。 ・年金を受給している方（障害基礎年金、遺族基礎年金等）は手続きが必要です。 ・会社員・公務員（厚生年金や共済年金の加入者）に扶養され国民年金の第3号被保険者になる場合は、配偶者の勤務先での手続きが必要です。 ◆ケースにより必要書類が異なりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。
介護保険の氏名変更届	保険年金課 保険係 1階—9番	介護保険被保険者証	要介護認定を受けている方は、新しい氏名の被保険者証を交付します。

（裏面へ）

チェック	必要な手続き	窓 口	持参するもの	手続きのしかた・手続きが必要な方
	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の氏名変更届	保健福祉課 相談担当 2階-7番	身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳 印鑑	氏の変わる方で各種手帳をお持ちの方。 ◆詳しくは窓口へお問い合わせください。
	特別障がい者・障がい児福祉・経過的福祉手当の氏名変更届		身体障がい者手帳または療育手帳 氏名変更後の預金通帳等	◆詳しくは窓口へお問い合わせください。
	重度心身障がい者医療受給者証の氏名変更	保健福祉課 福祉助成係 2階-2番	健康保険証 等	離婚により、受給者の変更や氏名の変更手続きなどが必要になる場合があります。 ◆詳しくは窓口へお問い合わせください。
	児童手当・子ども医療費助成の手続	保健福祉課 福祉助成係 2階-3番	健康保険証 預金通帳 等	
	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成の申請	保健福祉課 福祉助成係 2階-4番	戸籍全部事項証明 預金通帳 賃貸借契約書 等	離婚により、母子または父子家庭になった方は、医療費の助成や児童扶養手当お受けられる場合があります。 ◆詳しくは窓口へお問い合わせください。
	特別児童扶養手当の手続		手当証書 等	◆ケースにより必要書類が異なりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。
	特定疾患医療受給者証の変更届	健康・子ども課 3階-32番	特定疾患医療受給者証等	◆ケースにより必要書類が異なりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。
	母子寡婦福祉資金の貸付 申込手続き	健康・子ども課 3階-33番		資金の貸付を希望される方は母子・婦人相談員へご連絡ください。
	保育所の手続き	健康・子ども課 3階-33番		市内の認可保育所に入園している子どもがいる場合は、保護者変更等の手続きが必要です。 ◆詳しくは窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先：厚別区役所 TEL 895-2400